



痴呆性高齢者・知的障害者の金銭管理に関する調査 —— 福祉制度部会の活動から ——

金銭管理の現状について

2004年3月、独立行政法人国民生活センターが、「入所施設とグループホームで暮らす痴呆性高齢者・知的障害者の金銭管理と権利擁護に関する調査研究」の調査結果を発表した。この国民生活センターの調査は、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、知的障害者入所施設、知的障害者グループホームを対象としたもので、痴呆性高齢者と知的障害者の金銭管理の実態と問題点を探すことを目的として行なわれた調査であった。上記調査では、入居者から金銭を預かっているにもかかわらず、財産管理契約を締結していない施設が多く見られること等の問題点が指摘されている。近年、入所施設において入居者から書面なく寄付金を求めることが問題とされたり、施設における入居者の年金の取り扱いが問題とされるケースが発生してきている。福祉制度部会では、上記国民生活センターの調査分析結果、近年問題となっている事例を検討し、それを前提に実際に入所施設を訪問してヒアリング調査を実施、意見交換・問題点の検討を行ってきた。

施設における金銭管理の状況

上記国民生活センターの調査によると、入所施設（特に特別養護老人ホーム・知的障害者入所施設）においては、大要、以下のような金銭管理の状況が見受けられた。

- ①金銭管理：入居施設の大多数が入居者の預金通帳等の金銭管理を行なっている。
- ②手数料：入所施設において金銭管理を行なう場合、約半数の施設が金銭管理の手数料を徴収している。
- ③金銭管理契約書：入居施設が金銭管理を行なう場

合、入居者との間で金銭管理契約書を取り交わしている入居施設が7割程度ある。

- ④寄付等：入居者や家族、家族会から寄付や遺言のいずれかにより財産を受け取ることがある入居施設が6割前後ある。

入居施設の訪問調査

福祉制度部会の部会員が、上記金銭管理の状況を確認すべく、ある入居施設を訪問してヒアリング調査を行なった。当該入居施設の金銭管理の状況は、次のとおりであった。

- ①金銭管理：当該施設においても入居者の預貯金等の金銭管理を行なっている。
- ②手数料：当該施設においても入居者から金銭管理において預り金手数料を徴収している。
- ③金銭管理契約書：当該施設においては、「預り金等管理委託契約書」及び「預り金等取扱規程」を入居者との間で取り交わしている。
- ④寄付等：当該施設においても入居者からの寄付を受け入れている。

今後の取り組み

今回、入居施設の訪問も行ない、入居者の金銭管理のみならず契約の締結の仕方など、現場では実に多くの問題に悩んでいることがわかった。今後、当部会において施設訪問や事例検討を重ねて入居施設のかかえる問題点に対する解決策を考え、適切な金銭管理が運用されるようなシステムを検討していきたい。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
福祉制度部会 野村 完）